

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	三好市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/myriyou.html">https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/myriyou.html</a>

執行機関名 徳島県三好市

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(昭和29年5月8日社発第382号)に関する事務であって、法別表第一の十五の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの
番号法別表第1の項	15	
番号法別表第2の項	26	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第5の項生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(昭和29年5月8日社発第382号)に関する事務であって次に掲げるもの (1)保護決定及び実施に関する事務 (2)徴収金の徴収に関する事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第一条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする	1 生活保護法(以下単に「法」という。)第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手続きにより必要と認める保護を行うこと
独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)